感染症の予防及びまん延防止のための指針

特定非営利活動法人　長岡京障がい福祉療育会
放課後等デイサービス　たけのこ
放課後等デイサービス　たけのこ今里事業所

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1　施設における感染症予防に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは等事業所にとって重要です。施設内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った支援が提供出来るよう本指針を作成いたします。

2　感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他施設内の組織

当事業所では、感染症発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって、下記体制を構築します。

(1)「感染症対策委員会」の設置

①　設置の目的

・　施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策の検討

・　情報を整理し、全職員へ周知徹底

②　感染症対策委員会の構成委員

・　施設長

・　監督職

・　リーダー職

・　保育士、児童指導員

・　看護職（事業所に配置されている場合）

③　感染症対策委員会の開催

・　3ヶ月に1回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。

・　感染症発生時に必要な際は、随時委員会を開催します。

④　感染症対策委員会の役割

・　施設内感染対策の立案

・　指針・マニュアル、BCP 等の作成

・　施設内感染対策に関する職員への研修の実施

・　新規利用児の感染症の既往の把握

・　職員の健康状態の把握

・　感染発生時の対応と報告

(2) 感染症発生防止における各職種の役割

①　施設長

・　施設内統括責任者

②　監督職

・　感染対策委員会総括管理

・　計画立案

・　医師、協力病院との連携

・　感染廃棄物マニュアルの作成と周知徹底

・　感染症発生時、対応指導、分析、再発防止案周知徹底

③　児童発達支援管理責任者　保育士、児童指導員、看護職

・　利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する

・　利用者とのコミュニケーションを十分にとること

・　施設内の環境整備

3　職員研修に関する基本方針

(1) 研修プログラムの作成

(2) 定期的な教育（年１回以上）

(3) その他、必要な教育・研修

4　感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに対応を取ります。

(1) 保育士・児童指導員

①　発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する

②　医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。

③　医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離等行う。

(2) 児童発達支援管理責任者

①　感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために職員に適切な指示を出し速やかに対応すること。

②　感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒を適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止する。

(3) 施設長・監督職

①　協力病院や保健所に相談し技術的な応援を依頼、指示を受けること。

②　行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に努め連携をはかること。

5　感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応します。

6　この指針の閲覧について

この指針は、当事業所の事務所に常設し、当事業所のホームページからいつでも自由に閲覧することができます。

7　付則　令和　4年　4月　1日より施行します